

ミスト装置の運用に伴う水道料金の減免等に関する取扱要綱

制定 令和元年 7 月 1 日局長決裁
改正 令和 7 年 3 月 31 日局長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、暑さ対策を行うために水道圧以外の圧力で霧を生成するミスト装置（以下「機器」という。）を運用する場合の支援として、横浜市水道条例（昭和 33 年 4 月条例第 12 号。以下「水道条例」という。）第 36 条及び横浜市水道条例施行規程（昭和 33 年 6 月水道局規程第 2 号。以下「条例施行規程」という。）第 22 条の規定に基づき、水道料金の減免又は水道条例第 29 条及び条例施行規程第 20 条の規定に基づき、水道料金を算出するための使用水量を減量して認定するための必要な事項を定めるものとする。

(支援の対象機器)

第2条 設置されている機器が、次に掲げるいずれかに該当する場合には、水道料金の減免又は使用水量の認定（以下「減免等」という。）の対象とすることができます。

- (1) 冷却効果の対象が不特定多数となる場所に設置されている機器
- (2) ミスト装置設置に伴う給水装置工事補助金に関する取扱要綱（令和元年 7 月 1 日局長決裁）の規定に基づき、助成金の交付決定を受けた機器
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、水道事業管理者（以下「管理者」という。）が減免等をする必要があると認めた機器

(減免等の申請)

第3条 減免等の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) ミスト装置の運用に伴う水道料金減免等申請書（第 1 号様式。以下「減免等申請書」という。）
- (2) 機器の性能証明証（時間単位の使用水量が確認できるもの）
- (3) 用地占用許可証等で、ミスト設置場所の使用の許諾を受けていることが分かる書類の写し（道路占用が必要な場合など）
- (4) その他管理者が必要と認める書類

(減免等の決定)

第4条 管理者は、前条に規定する申請書を受理した場合は、審査の上、その結果をミスト装置の運用に伴う減免等決定通知書（第 2 号様式。以下「減免等決定通知書」という。）又はミスト装置の運用に伴う減免等の不承認決定通知書（第 3 号様式。以下「不承認決定通知書」という。）によって当該申請者に通知する。

2 減免等の期間の決定に当たっては、減免等申請書に記載してあるミスト装置の使用期間に基づき決定するものとし、ミスト装置の使用開始日が 5 月 1 日より前の場合は、5 月 1 日を、ミスト装置の使用開始日が 5 月 1 日より遅い場合は、ミスト装置の使用開始日を減免等の開始日とし、ミスト装置の使用終了日が 10 月 31 日より前の場合は、ミスト装置の使用終了日を、ミスト装置の使用終了日が 10 月 31 日より遅い場合は、10 月 31 日を減免等の終了日とする。ただし、前条の規定に基づく減免等の申請をした当該年度の減免等の開始日については、ミスト装置の使用開始日、5 月 1 日、減免等決定通知書の交付日のうち、一番遅い日を減免等の開始日とする。

(減免等の開始)

第5条 管理者は、前条の規定に基づく減免等決定通知書に記載されているミストの減免期間の初日を含む

検針月分から減免等を開始する。

(減免等の内容)

第6条 機器専用の水道メーターが設置されている場合に管理者は、減免等決定通知書に記載されているミストの減免等の期間における水道料金を全額免除する。ただし、漏水やミスト使用以外の理由により、通常予想されるミストの使用水量を大幅に超える水量の使用が確認された際は、管理者は料金を算出し請求することができる。

なお、料金算定期間中に減免等の期間以外の期間がある場合は、水道料金を請求するものとする。

2 機器専用の水道メーターが設置されていない場合には、次条の規定に基づき算出した機器で使用したと想定する使用水量分を検針時に計量した使用水量から減量したものを、当該月分の使用水量と認定して、水道料金を算出する。

(機器で使用した水量の算出)

第7条 前条第2項で規定する機器の使用水量の算出は、別表1によるものとする。

なお、算出した使用水量に小数点以下の端数がある場合には、小数点第1位を切り上げて使用水量とする。

(減免等の期間)

第8条 減免等を受けられる期間は、減免等の申請をした当該年度を含む合計3か年度分とする。ただし、令和元年度に減免等の決定をしたものに関しては、当該年度を含む合計4か年度分とする。

2 前項の規定にかかわらず、令和9年度をもって減免等の期間は終了する。

3 各年度の減免等の期間は、減免等決定通知書に記載されたミストの減免等期間とする。ただし、第10条の規定に基づく、中止等の報告があった場合は、中止日をもって減免等の期間は終了するものとする。

4 減免等の対象となる検針月分は、奇数月に検針が行われる地域においては、5月、7月、9月、11月、偶数月に検針が行われる地域においては、6月、8月、10月、12月とする。

(ミスト装置の申請内容の変更)

第9条 機器の設置内容に変更がある場合は、減免等対象者は、事前にミスト装置の運用に伴う水道料金減免等の変更申請書（第4号様式）を管理者に提出する。

2 管理者は前項で提出された書類を審査の上、その結果をミスト装置の運用に伴う減免等の変更（承認・不承認）決定通知書（第5号様式）によって当該申請者に通知する。

(ミスト装置使用中止等の報告)

第10条 減免等対象者は、機器の使用を中止した場合や機器の故障に伴い機器を停止した場合（以下「中止等の場合」という。）には、速やかに管理者に報告するものとする。

(ミスト装置の期間の更新等)

第11条 減免等の期間が2か年度分以下の決定を受けたミスト装置の場合は、減免等の期間の満了前であれば、減免等の期間の合計が3か年度分を上限として更新することができる。ただし、令和9年度を超えて更新することはできない。

2 減免等の期間が満了した場合及び減免等の期間の途中でミスト装置の使用を中止した場合で、3か年度分から減免等の適用を受けていた期間を差し引いた部分について、再度、減免等の適用を受けることができる。ただし、令和元年度に減免等の決定を受けたミスト装置の場合は、4か年度分から減免等の適用を受けていた期間を差し引いた部分について、再度、減免等の適用を受けることができる。

3 第1項で規定する期間の更新を行う申請者は、ミスト装置の運用に伴う水道料金減免等期間更新申請書（第6号様式）を管理者に提出するものとする。ただし、ミスト装置の性能等に変更が生じる場合は、第3条で規定する申請書を改めて管理者に提出するものとする。

4 管理者は、前項に規定する申請書を受理した場合は、審査の上、その結果を減免等決定通知書又は不承認決定通知書によって当該申請者に通知する。

5 第2項の規定に基づき、再度、減免等の適用を受けようとする申請者は、第3条で規定する申請書を改めて管理者に提出するものとする。

(減免等相当分の返還)

第12条 管理者は、偽りその他不正な手段によって、この要綱に規定する減免等を受けた者があるときは、その者から減免した水道料金又は減量した使用水量に相当する水道料金の全額を返還させるものとする。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

別表1 機器で使用した水量の算出方法 専用メーターが設置されていない場合

係数	(ア) 性能証明証に記載された1時間当たりの使用水量(ℓ) (イ) 一日当たりの稼働想定時間(12時間) (ウ) 算出期間における対象日数(日) (エ) 降雨日数を除外した係数(0.7)
計算式	ミストの想定使用量(m ³) = (ア) × (イ) × (ウ) × (エ) ※使用水量に小数点以下の端数がある場合には、小数点第1位を切り上げて使用水量とする。

例 機器で使用した水量の算出方法 専用メーターが設置されていない場合

検針対象期間	4月24日から6月26日までの場合 対象日数は、57日 ・5月分は31日 ・6月分は26日	
係数	(ア) 性能証明証に記載された1時間当たりの使用水量	60ℓ
	(イ) 一日当たりの稼働想定時間	12時間
	(ウ) 算出期間における対象日数	57日
	(エ) 降雨日数を除外した係数	0.7
計算式	ミストの想定使用量(m ³) 60ℓ×12時間×57日×0.7=28,728ℓ ≈29m ³	